

日本労働組合評議會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會は日本労働組合評議會と稱し本部を大阪に置く。
- 第二條 本會は本會の綱領宣言及決議の遂行を以て目的とす。
- 第三條 本會の規約は大會の決議を経ざれば變更することを不得。

第二章 組 織

- 第四條 本會は本會の綱領宣言及規約を承認する内地及殖民地に於ける各種産業別組合及同業組合を以て組織す但し合同組合は産業別の組合を有せざる各種労働者を包括し漸次之を産業別組合に整理するものとす。
- 第五條 同一地方に二個以上の加盟組合が所在し組合員總數五百名以上に達する場合には地方評議會を組織す。地方評議會は中央委員會の統制の下にその地方内にある加盟組合の行動を統一し共通の事務及問題を處理するものとす。
- 第六條 加盟組合中同一産業に屬するもの三個以上あり組合員總數千名以上に達したる時は、全國的産業別聯合會を組織するものとす。但し即時に全國的聯合會を組織する事不便とする場合は全國的産業別協議會を組織するものとす。

前項に定めたる全國的産業別聯合會又は協議會は中央委員會の統制の下にその産業に屬する組合の行動を統一し共通の事務及問題を處理するものとす。

第七條 地方評議會に包括する地域の範圍全國的産業別聯合會又は協議會に包括する組合の範圍並びにそれらの規約は中央委員會の承認を経る事を要す。

第三章 機 關

第八條 本會に左の機關を置く。

- 一 大 會
- 二 中央委員會
- 三 中央常任委員會

一 大 會

第九條 大會を以て本會の最高決議機關とす。

但し大會は出席代議員數が總數の五分の三に満たざる時は開催する事を不得。

第十條 定期大會は毎年一回前年度大會に於て定めたる期開及場所に於て中央委員會之を召集す但し次の場合に中央委員會は臨時大會を召集するものとす。

- 一、中央委員會の必要と認めたる場合。
 - 二、加盟組合員總數の三分の一以上を代表する組合より請求ありたる場合。
- 第十一條 大會は(一)大會代議員(二)地方評議會及全國的産業別聯合會若しくは協議會の代表者を以て構成する